

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等															
<p>(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</p>	<p>政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施</p> <p>政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査(以下「男女共同参画影響調査」という。)について効果的な手法を確立し、的確な調査を実施する。また、こうした取組について、地方公共団体においても取り組めるよう、情報提供する。</p> <p>家族に関する法制の整備</p> <p>男女平等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める。</p> <p>個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討</p> <p>税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。</p> <p>また、これらの制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要であることから、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。</p> <p>女性と年金の在り方について指摘されている問題については、厚生大臣の下に設置した各分野の専門家からなる検討会において、民事法制、税制、他の社会保障制度等との関連や諸外国の動向、社会実態など幅広く研究しながら検討を行う。</p>	<p>・男女共同参画会議基本問題専門調査会の「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」において「選択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待する」とされた(13年10月)</p> <p>・男女共同参画会議影響調査専門調査会の「『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告」において、ライフスタイル別の生涯可処分所得の推計を行い、ライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムについての基本的な考え方をまとめた(14年12月)</p> <p>・男女共同参画会議影響調査専門調査会の「『ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行』」についての報告」において、雇用、起業・自営業、公務など様々な働く場について、現状及び課題を整理した上で、今後の政策の総合的な方向性として、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる中立的な制度、多様な就業形態の選択・移動に中立的な制度、個人の能力を伸ばす教育、能力開発を掲げた(16年1月)</p> <p>・男女共同参画会議影響調査専門調査会において、個人住民税均等割の見直しに対する考えをまとめた(16年1月)</p> <p>・政府税制調査会において、税制における配偶者への影響のあり方について</p>	<p>政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議影響調査専門調査会影響調査事例研究ワーキングチームにおいて、影響調査の手法例等を紹介した中間報告をとりまとめ、地方公共団体にも配布(15年10月) ・男女共同参画会議影響調査専門調査会報告において、ライフスタイル別の生涯可処分所得の推計を行い、ライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムについての基本的な考え方をまとめた。(14年12月) <p>家族に関する法制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択的夫婦別氏制度に関する世論調査の実施(内閣府 13年5月) <table border="1" data-bbox="907 539 1803 673"> <tr> <td></td> <td>8年</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>夫婦は同姓であるべきで法改正の必要なし</td> <td>39.8</td> <td>29.9</td> </tr> <tr> <td>選択的に夫婦別氏が可能になる法改正をしてもよい</td> <td>32.5</td> <td>42.1</td> </tr> <tr> <td>婚姻前の名字を通称として使用するための法改正は可</td> <td>22.5</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>5.1</td> <td>5.0</td> </tr> </table> <p>個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16年度税制改正において、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫と同じ市町村内に住所を有する者(いわゆる「生計同一の妻」)に対する個人住民税均等割の非課税措置について、政府税制調査会の「課税の公平の観点から、この非課税制度を廃止すべき」との指摘等を踏まえ廃止(総務省 16年度) ・15年度税制改正において、現状では共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきているということ、女性の就業に関する選択等に中立的でないといった指摘もあること等を踏まえ、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分について廃止(財務省・総務省 15年度) ・第159回国会で成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」においては、改正の基本的な考え方の一つである、多様な生き方、働き方の選択に柔軟に対応できる仕組みとするという観点から、次世代育成支援の拡充や離婚時の厚生年金の分割、第3号被保険者期間の厚生年金の分割等について規定し、短時間労働者への厚生年金の適用拡大については検討規定が置かれた。(厚生労働省 16年6月成立、16年10月より順次施行) ・「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案)」においては、「多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を發揮できる社会につながる制度とする」ことを改革の基本的な考え方の一つとし、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、次世代育成支援、第3号被保険者制度等について具体的な改正案を提示した。(厚生労働省 15年11月) ・14年12月に厚生労働省としてとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において、改革の基本的視点の一つとして、「少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとする」ことを提示し、公的年金制度における次世代育成支援策 支え手を増やす取組 女性と年金を巡る問題、について検討を行った。(厚生労働省 14年12月) ・社会保障審議会年金部会の設置(厚生労働省 14年1月～)(14年1月～16年3月 27回開催) ・女性のライフスタイルの変化等に対応した年金制度の在り方に関する検討会の設置(厚生労働省 12年7月～)(12年7月～13年12月 17回開催) 		8年	13年	夫婦は同姓であるべきで法改正の必要なし	39.8	29.9	選択的に夫婦別氏が可能になる法改正をしてもよい	32.5	42.1	婚姻前の名字を通称として使用するための法改正は可	22.5	23.0	わからない	5.1	5.0
	8年	13年																
夫婦は同姓であるべきで法改正の必要なし	39.8	29.9																
選択的に夫婦別氏が可能になる法改正をしてもよい	32.5	42.1																
婚姻前の名字を通称として使用するための法改正は可	22.5	23.0																
わからない	5.1	5.0																

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>職場・家庭・地域等における慣行の見直し</p> <p>職場・家庭・地域等様々な場における慣行についても、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかける。</p>	<p>の配慮のあり方について見直すべき旨の答申（15年6月、14年6月）なお、政府税制調査会・基礎問題小委員会において、「わが国経済社会の構造変化の「実像」について」が報告され、夫が仕事、妻が家事・育児を担う「戦後家族モデル」が終焉し、雇用形態をはじめ、個人の生き方が多様化している等の姿が示されている。（16年6月）</p> <p>・16年の年金制度改正に向けて議論を行っていた社会保障審議会年金部会において、短時間労働者に対する厚生年金の適用、次世代育成支援、第3号被保険者制度等の次期年金改革の論点について、その検討結果をとりまとめた「年金制度改正に関する意見」を発表した。（厚生労働省 15年9月）</p> <p>・「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」の報告において、「女性自身の貢献がみえる年金制度」を目指して、個人の多様な選択に対して中立的な制度を構築するとともに、年金の支え手を増やし、併せて女性に対する年金保障の充実を図るという観点から、年金制度設計上検討していくべき具体的な課題について、その考え方や課題についてとりまとめた。（厚生</p> <p>・男女共同参画会議影響調査専門調査会の「『ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行』についての報告」において、雇用、起業・自営業、公務など様々な働く場について、現状及び課題を整理した上で、今後の政策の総論的な方向性として、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる中立的な制度、多様な就業形態の選択・移動に中立的な制度、個人の能力を伸ばす教育、能力開発を掲げた（16</p>	<p>職場・家庭・地域等における慣行の見直し</p> <p>・男女雇用機会均等月間（6月1日～31日）の実施（均等法の周知啓発）（厚生労働省）</p>

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																		
<p>(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開</p>	<p>多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進</p> <p>男女共同参画に関する認識を深め、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に敏感な視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に伝わるように可視性を高めるための配慮をする。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間」、「人権教育のための国連10年」における取組や「人権週間」、「農山漁村女性の日」、「男女雇用機会均等月間」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な通信媒体を通じて進める。</p> <p>多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進</p> <p>有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表からなる男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。また、地方公共団体、NGO等との連携の下に、全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。</p>	<p>年7月)</p>	<p>多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 13年度～) 男女共同参画に係る啓発ビデオの制作(内閣府 12年度～) 法務省の人権擁護機関において、「人権教育のための国連10年」国内行動計画における取組や「人権週間」(12月4日～10日)等の様々な機会を通じた、全国的な啓発・広報活動を実施。(法務省) 男女雇用機会均等月間(6月1日～32日)の実施(均等法の周知啓発)(厚生労働省) 均等推進企業表彰の実施(厚生労働省 11年度～、17年度～公募) <p>多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進連携会議の開催(年5～6回)(内閣府 8年度～)(1(3)に前掲) 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議の開催(内閣府 13年度～) 男女共同参画フォーラムの実施(毎年度全国5～6か所)(内閣府 12年度～) 男女共同参画宣言都市奨励事業の実施(内閣府 6年度～) <p>男女共同参画宣言都市数</p> <table border="1" data-bbox="907 802 1989 858"> <thead> <tr> <th></th> <th>～12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宣言都市数</td> <td>37</td> <td>45</td> <td>59</td> <td>68</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画宣言都市サミット事業の実施(内閣府 8年度～) <p>サミット開催自治体数</p> <table border="1" data-bbox="907 884 1989 940"> <thead> <tr> <th></th> <th>～12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サミット開催自治体数</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立女性教育会館において、地方の生涯学習関連施設等と連携し「男女共同参画学習フォーラム」を開催(文部科学省 ～15年度) 独立行政法人国立女性教育会館において、地方の生涯学習関連施設等と連携し、セミナーを開催する等、引き続き地域のリーダー等の資質向上を図っている。(文部科学省 16年度～) <p>「男女共同参画学習フォーラム」開催実績</p> <table border="1" data-bbox="907 1078 1803 1134"> <thead> <tr> <th></th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催地域数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立女性教育会館において、全国の関係者が一堂に会する機会を提供する「女性学・ジェンダー研究フォーラム」「全国交流フェスティバル」「女性情報国際フォーラム」等を開催(文部科学省) 		～12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	宣言都市数	37	45	59	68	77		～12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	サミット開催自治体数	5	6	8	10	11		12年度	13年度	14年度	15年度	開催地域数	4	4	4	3
	～12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																
宣言都市数	37	45	59	68	77																																
	～12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																
サミット開催自治体数	5	6	8	10	11																																
	12年度	13年度	14年度	15年度																																	
開催地域数	4	4	4	3																																	

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等										
<p>(3) 法識字の強化及び相談の充実</p>	<p>法令や条約の周知等 女性の権利に関連の深い国内法令、条約等について、誰もが理解しやすい形で広報するなど、その内容の周知に努め、また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報についての提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。 また、学校教育や社会教育において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図る。</p> <p>相談体制の充実 各種人権問題の相談に応ずるため、全国の常設人権相談所に加え、各法務局・地方法務局の専用相談電話「女性の人権ホットライン」や女性のための特設人権相談所を引き続き設置し、男女共同参画社会の実現のための啓発活動や人権相談、人権侵犯事件に積極的に取り組む。また、相談内容に応じた助言のほか、関係機関への通報、法律扶助協会への紹介、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努める。さらに、これらの制度の趣旨、活動内容の周知、定着を図るなど、広報活動の一層の充実を図る。</p> <p>国際化への対応 英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、さらにその内容を充実させるよう努める。</p>	<p>・男女共同参画会議の「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について」において、人権侵害における被害者の救済に関する取組の推進方策については、被害者救済に関わる各種機関の一層の連携強化を図り、地域において効果的な支援体制を構築するための取組が必要、地域のネットワークを活用したきめ細かい広報活動を行うことが必要であること等を意見として決定（14年10月）</p> <p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、今後の取組に向けた重要事項として、「1 統計情報の内容の充実」、「2 利用者のニーズに対応した提供等」、「3 国際社会との関係」、「4 推進体制」の4つの柱ごとに提言。1については、統計情報の収集・整備に当たっては、可能な限</p>	<p>法令や条約の周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ホームページ（英語版、日本語版）に、女性の権利関連条約等の内容を掲載し広報を実施（外務省）（女子差別撤廃条約実施状況報告、報告書に対する委員会最終コメント、女性の地位向上国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）等を掲載） ・男女共同参画社会基本法の逐条解説公表、ホームページ掲載（内閣府） ・学校教育においては、社会科で日本国憲法を学習する中で基本的人権の保障などについて理解を促進するとともに、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めている（文部科学省） ・社会教育においては、人権に関する学習が出来るよう、公民館等の社会教育施設を中心とした、人権に関する多様な学習機会をの充実、普及・啓発を図っている（文部科学省） <p>相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の人権ホットラインの利用件数(法務省 12年7月～) <table border="1" data-bbox="907 486 1803 542"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成12年(7～12月)</th> <th>13年</th> <th>14年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,326</td> <td>9,623</td> <td>22,945</td> <td>29,115</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成13年及び14年については、1月から12月の1年間の件数を計上している。</p> <p>国際化への対応</p> <p>統計調査等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計調査の実施についての統計局統計基準部における審査・調整等の際に、男女共同参画社会の形成に資する統計の整備に配慮、その充実に努力(総務省) ・事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査の調査事項の充実（総務省 16年度） 平成16年 事業所・企業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査において、前回調査（11年）では男女別に区分していなかった従業者数を、16年調査において男女別に区分して調査。 ・科学技術研究調査の表章の充実（総務省 14年度措置） 13年以前の報告書は、「研究者」のみ、女性の表章を行っていたが、14年の報告書より、「研究者」に加えて、「研究者のうち主に研究に従事する者」、「研究補助者」、「技能者」、「研究事務その他の関係者」及び「総数」についても女性の表章を実施 ・「働く女性の実情」取りまとめ（厚生労働省） ・「女性と仕事の未来館」のホームページによる情報提供（厚生労働省） 	年	平成12年(7～12月)	13年	14年	15年	件数	2,326	9,623	22,945	29,115
年	平成12年(7～12月)	13年	14年	15年									
件数	2,326	9,623	22,945	29,115									
<p>(4)男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供</p>	<p>統計調査等の充実 女性の置かれた状況を客観的に把握できる統計情報の在り方について検討を行い、女性及び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情報の提供に当たっては、一般国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。</p>	<p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、今後の取組に向けた重要事項として、「1 統計情報の内容の充実」、「2 利用者のニーズに対応した提供等」、「3 国際社会との関係」、「4 推進体制」の4つの柱ごとに提言。1については、統計情報の収集・整備に当たっては、可能な限</p>	<p>統計調査等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計調査の実施についての統計局統計基準部における審査・調整等の際に、男女共同参画社会の形成に資する統計の整備に配慮、その充実に努力(総務省) ・事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査の調査事項の充実（総務省 16年度） 平成16年 事業所・企業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査において、前回調査（11年）では男女別に区分していなかった従業者数を、16年調査において男女別に区分して調査。 ・科学技術研究調査の表章の充実（総務省 14年度措置） 13年以前の報告書は、「研究者」のみ、女性の表章を行っていたが、14年の報告書より、「研究者」に加えて、「研究者のうち主に研究に従事する者」、「研究補助者」、「技能者」、「研究事務その他の関係者」及び「総数」についても女性の表章を実施 ・「働く女性の実情」取りまとめ（厚生労働省） ・「女性と仕事の未来館」のホームページによる情報提供（厚生労働省） 										

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等										
	<p>無償労働の数量的把握の推進</p> <p>無償労働時間の実態把握に資するよう、社会生活基本調査において生活時間の配分に関する調査を行い、家事、育児、介護・看護等の無償労働の時間量を把握する。</p>	<p>り、各個人、各世帯員、従業員、利用者等の性別を把握することが重要であること等、2については、利用者の利便性を向上させるため、刊行物による提供のみならず、電子的手段も含め、多様な媒体により統計情報を提供することが必要であること等、3については、統計情報について諸外国との比較可能性を高めることが重要であること等、4については、統計情報の作成に関わる各府省においては、統計利用者等の意見等も踏まえ、男女共同参画に資する必要な統計情報が各々の行政分野において適切に整備されているかどうか常時把握し、検証する担当者を明確にしておくことが必要であること等を意見</p> <p>・各府省統計主管部局長等会議の申し合わせによる「統計行政の新たな展開方向」において、いわゆる「ジェンダー統計」の整備に関して記述。（総務省15年6月）</p> <p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、無償労働の数量的把握については、今後は諸外国との比較分析を進め、国民に分かりやすい形でその結果が提供されることが必要、貨幣評価の分析の基礎となる統計情報の充実を図るとともに、無償労働の貨幣評価をどのように活用していくかについて、男女共同参画の観点から研究することが必要であることを意見として決定（15年7月）</p>	<p>施策の実施状況及び関連統計等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館で、女性及び家族に関する分野の資料を収集、整理し、文献情報データベースをインターネットで提供（文部科学省） <table border="1" data-bbox="907 151 1444 295"> <tr> <td>女性と男性に関する統計データベース</td> <td>551件（15年4月公開）</td> </tr> <tr> <td>蔵書数</td> <td>（16年3月現在）</td> </tr> <tr> <td>図書、地方行政資料</td> <td>約 100,700冊</td> </tr> <tr> <td>雑誌、新聞</td> <td>約 3,200誌</td> </tr> <tr> <td>新聞切り抜き</td> <td>約 164,000件</td> </tr> </table> ・人口、労働、教育等様々な分野の統計情報を、女性と男性別に集計・整理し、データブックを作成するとともに、統計データベースを公開。 ・14年度の社会教育調査（指定統計第83号）において、託児サービスの実施状況、女性教育施設における事業への参加者数等に占める女性の割合等を新たに把握し、刊行物及びインターネットにより提供（文部科学省） ・女性雇用管理基本調査の実施（厚生労働省） <ul style="list-style-type: none"> 15年度 企業の女性の活用（採用・配置・昇進等）状況等 14年度 事業所の育児・介護休業制度等の実施状況等 13年度 事業所の女性の雇用管理状況等 ・15年の労働組合実態調査において、労働組合の組合役員等に関する項目のうち専従者の人数について、男女別に把握（厚生労働省 15年度） ・15年の社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び地域児童福祉事業等調査において、常勤・非常勤別従事者数を男女別に把握（厚生労働省 15年度） <p>無償労働の数量的把握の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年社会生活基本調査において、生活行動の20分類に加え、よりの確な無償労働の数量化に資するためのアフターコード方式による62分類の結果を公表（総務省 15年3月公表） ・介護・保育に関する生産、消費、資本形成等の状況をマクロ経済統計として整備することを目的とした介護・保育サテライト勘定の研究結果報告（内閣府経済社会総合研究所 12年6月公表） 	女性と男性に関する統計データベース	551件（15年4月公開）	蔵書数	（16年3月現在）	図書、地方行政資料	約 100,700冊	雑誌、新聞	約 3,200誌	新聞切り抜き	約 164,000件
女性と男性に関する統計データベース	551件（15年4月公開）												
蔵書数	（16年3月現在）												
図書、地方行政資料	約 100,700冊												
雑誌、新聞	約 3,200誌												
新聞切り抜き	約 164,000件												